

## 介護保険料の遡及賦課誤りについて

介護保険料の賦課について、住民税の過年度更正に伴い、介護保険料を遡って更正した一部の方に対し、保険料を過大または過少に算定していたことが判明しました。

市民の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止を徹底してまいります。

### 1. 経緯

平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、介護保険料の賦課決定は「該当年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においては、することができない」と規定されています。

当市では各年度における「最初の保険料の納期」を、特別徴収（年金天引き）・普通徴収（納付書、口座振替等）とも、普通徴収の第1納期限である7月31日として取り扱っていました。

今般、全国の自治体で同様の事案が相次いでいることから、当市においても調査したところ、特別徴収の被保険者について、賦課決定（更正）ができない期間に増額または減額の賦課決定（更正）を行った対象者がおられることが判明しました。

### 2. 対象期間

平成30年度から令和3年度までに遡及賦課した、平成28年度から平成31年度分までの介護保険料

### 3. 対象人数及び金額

#### （1）過大徴収した件数及び金額

7人 138,260円

#### （2）過大還付した件数及び金額

3人 65,800円

### 4. 今後の対応

- ・過大徴収対象者には、お詫びの文書と還付手続きをお知らせする文書を発送し、今後速やかに還付手続きを行います。
- ・過大還付対象者には、介護保険法により賦課決定（更正）できる期間（2年）を過ぎていることから、保険料の返還は求めないこととします。

### 5. 再発防止策

法改正の際には、国・県に確認して正確な法令解釈を行うとともに、システム委託会社等とも情報共有及び業務の手順を確実にいき、再発防止を徹底してまいります。